

東根川広域基幹河川改修事業整備促進協議会規約

(目 的)

第1条 この会は、水害等から地域住民の生命と財産を守り安全で快適な生活を確保するため、一級河川東根川広域基幹河川改修事業の促進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、「東根川広域基幹河川改修事業整備促進協議会」と称する。

(構 成)

第3条 この会は、伊達市、桑折町の1市1町で構成する。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 整備促進に関すること。
- (2) 関係機関に対する請願、陳情
- (3) 整備促進に必要な関係機関及び団体との連絡調整
- (4) 整備促進に必要な事業への啓蒙、宣伝活動
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(組 織)

第5条 この会は、第1条の目的に賛同する関係市長及び町長並びに議会議長、担当する常任委員会の正副委員長をもって組織し、必要に応じ会員を加えることができる。

(役 員)

第6条 この会に役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職をもって交代する役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故のある時は、その職務を代理する。

3 理事は、この会の事業促進に必要な事項を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

(顧 問)

第8条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会に諮り、これを推戴する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の重要事項において助言又は会に出席して意見を述べるることができる。

(会 議)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が召集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 総会は、事業計画、予算決算、その他重要な事項を審議する。

4 役員会は、会長が必要と認めた時に、これを開催する。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 本会に、幹事を置く。幹事は、関係する各市町から一名ずつ選出した担当部長又は担当課長をもって構成し、会長が任免する。

2 会長が必要と認めた時に、幹事会を開催する。

(事務局)

第11条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長の所在する機関内に置く。

3 事務局に幹事を補佐する書記若干名を置き、会長が委嘱する。

(会 計)

第12条 この会の経費は、関係市及び町の負担金、その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成4年12月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月30日から施行する。